

【学業成績評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則（抜粋）】

第6条 成績評価は、次のとおり行う。

- 一 成績評価は、試験の得点及び平常点（授業への出席状況、授業への取組状況、課題やレポートなどの評価を総合的に評価したもの）により、100点法で評価する。
- 二 卒業研究の成績評価は、合又は否とする。
- 三 未履修となった科目の成績評価は、0点又は否とする。

【客観的な指標の算出方法】

履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する（100点満点で点数化）

【席次】

全科目の成績評価の平均点により、学生の席次を決定する